

特48-725



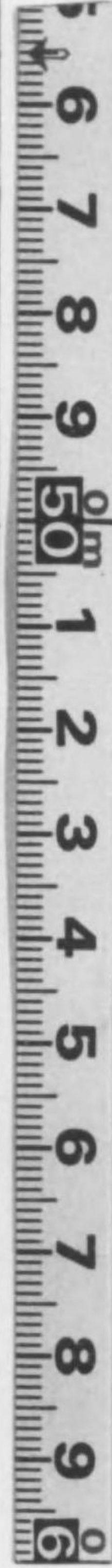
1200800210715

特48

725

朝鮮 日清用戦記

国立国会図書館



始



47
825

朝鮮
事件



山縣有明君



有栖川宮殿下



野津中將君



大島公使



朝鮮國王



清國皇帝



金宏道



李鴻章

日清開戰記



日清韓三國之圖



義勇兵の詔勅

朕ハ祖宗ノ威靈ト臣民ノ協同トニ倚リ我カ忠武ナル陸海軍ノ力ヲ用井國ノ稜威ト光榮トヲ全クセムコトヲ期ス
 各地ノ臣民勇兵ヲ團結スルノ舉アルハ其忠良愛國ノ至情ニ出ツルコトヲ知ル
 惟フニ國ニ常制アリ民ニ常業アリ非常徵發ノ場合ヲ除クノ外臣民各々其ノ常業ヲ勤ムルコトヲ怠ラス内ニハ益々生殖ヲ進メ以テ富強ノ源ヲ培フハ朕ノ望ム所ナリ義勇兵ノ如キハ現今其ノ必要ナキヲ認ム各地方官朕カ旨ヲ體シ示諭スル所アルヘシ

御名御璽

明治二十七年八月七日

内閣總理大臣
 遞信大臣
 海軍大臣
 陸軍大臣
 農商務大臣
 外務大臣
 文部大臣
 司法大臣

伯爵 伯爵 伯爵 伯爵 伯爵

伊藤博文
 黑田清隆
 西郷從道
 大井岩藏
 大島圭三
 陸奥宗光
 渡邊武光
 井上馨
 芳澤謙吉

日清開戦記續編

第十六 平壤の清兵と牙山の敗卒

(一) 総勢

さきよ清國より新たに發したる軍勢ハ義州線より進み來り平壤ニ屯在することハ八月三四日頃よりのことにして同十三日ニ至り後着の兵三四千ありてこゝニ始めて具隊的の兵士とをれるものあり是より着々運動を始めたるもの、如し而して此兵ハ所謂混成營兵にして中ハ騎兵と砲兵とを有し工兵と輜重とを有せざることを確實ありしかしてその總勢ハ三千乃至四千ありと聞けり

此大軍の中前ニ述べたる如く一の輜重を以て例により糧食ニ困しむを以て屯營より山路を経て黃海道ノ北境部落ニ侵入し頻りに掠奪暴行を擅し居れりといふさればさきよ牙山に新着せしときノ如く糧食ニ急よして團結せる戰鬪力を有せざるべしとしかるよ又近頃説を亦すものあり清兵すでに大同江を渡りて南下し直ちニ京城ニ向はんをすと大胆なる振舞といふべし前よ述べたる如く工兵なきの清兵如何にしてかく容易く江を渡りしかは一の疑問にしてまた第二よハ遁足勝る清兵が存水の陣を爲すハ如何なる妙計のありてのことか、戰機熟せざるを以て

未だ決戦を見ず故よその帷中ニ如何なる妙計の存するよや知るを得ざ

(二) 韓兵此軍中にあり

平壤屯在の清軍中ニ韓兵五百名ありては七月廿三日の事變ニ際し王城より遁れ去りて鉄原地方ニ赴き閔族の勢力すて衰頹して亦起つなきを知り遂ニ清營に就き援を求めたるありと

(三) 清兵の側進

八月廿日釜山發して或方ニ達したる電報ニ曰く
平壤屯在の清兵ハ東北方ニ向つて進發するの模様ありと或ハ元山の我居留地を襲ふあらんと
而して清兵の大同江を渡りしとは今日の所よてハ虚報ありといふ

(四) 清兵の續發

同廿三日午後十二時發の電報ニ曰く
大浦灣附近の清兵七營(三千五百人)ハ本月の上旬出發して陸路朝鮮ニ向ひ又旅順附近の清兵八營(四千人)も去る十四日出發して陸路朝鮮ニ向ひ又宋慶は地雷火三千個を小船にて朝鮮ニ向け發送したる模様なりと

同廿四日午前京城發の電報ニ曰く
清國は旅順牛莊奉天府ニ屯駐する七衛兵(三千五百人)を義州方面ニ向け派遣せり思ふに此

○日清開戦記

○日清開戦記

兵は鴨綠江畔防備の爲あらんと
 以上述べ來りたる如く清兵の數は追々増加したるを以てその總數果して幾何あるや或は一萬
 ありといひ又は二萬なりといひ或は五六千のみといひその確實なる兵數を知るは由るかりしか
 同二十二日京城發の電報によれば
 平壤及び其附近に到着せし清兵の數は一萬四千五百名外に韓兵二三百あり尙ほ二千有余の
 兵嘉山に着し平壤に向ふ形勢ありと
 是によつて之を見れば前項に記したる新軍を派遣せる兵と牙山を落たる敗兵一千余人を加ふれ
 ば總數二万八九千人あるべし

(五) 牙山の敗兵

今前項に記せし如く平壤の清兵は牙山の敗卒千餘人の加はり居るよしあるが一昨日京城發の電
 報に曰く
 成歡牙山の敗兵一千余名廿一日朔寧附近の地を平壤方面に向つて通過したりと
 又同日午後十一時釜山發の電報に曰く
 牙山の敗兵は去る十三日以来五百或は一二百宛隊伍を組み春川を経て金仕山出でたり土人の
 言は據れば其數は四千程もありしと

○日清開戦記

是等の敗卒はその數幾千平壤の新兵は合するも如何程の用をかゝさん徒ら日本兵の勇猛ある
 を北來の新兵に物語りて畏怖を抱かしむるの損失は歸せんのみと

(六) 清軍の準備

平壤屯在の清兵は進軍するが如く風説ありと雖も大同江を渡りて進み來らんことハ容易ある
 ことにあらず今日の所までハ飽すでも平壤を根據地としてこゝに防守するの覺悟あるべしその証
 として左の電報を見るべし
 安州(平壤の北凡十六里)より平壤までの間に清兵一万余到着し監司は迫り米五千石を募り又
 大同江の保山(江の下平壤より凡そ六里の右岸)に二千餘名を派遣し日本軍艦の來襲を防ぐ爲
 め砲臺を建築し其他各所に米穀を募集し居れりと
 是を以て之を見ればその近傍の各地に進發するハ進軍の爲は非らずして糧食を掠め取らんが爲
 を砲臺を築かんとするが爲あると明かあり
 尙ほ同二十二日京城發の電報によれば
 清兵は日本海軍の襲撃を備ふる爲め五六日前より韓人を使役して大同江鉄島と保安間の右岸
 にも砲臺胸壁築造に着手せりと

この鉄島といふは大同江内もありて平壤を距ること日本里七里餘の南西にあり保安の平壤を

日清開戦記

○日清開戦記

距る五里内外の西南に當れる所なり鉄島の水深くして以て巨艦大船を浮ぶべく保安もまた海軍の出入自在ありといふ。以上述べ來りたる如く二万に垂んたる清軍は已に義州平壤の間を駱駝として充滿し平壤に壘壁を築きて此處に根據を据へ保山、鉄島の近傍に砲臺を設けて防禦の陣地を張り大同江を劃して彼我の形勢を分ち堅くこゝを詮度と喚留めんと勉め居るも拘へらず數々報ずるものありと雖も是皆前項も記せし如く我軍の兵勢動靜を偵察せんか爲又糧食を掠奪せんか爲第一は平壤の根據の未だ鞏固をらざる中我軍の襲撃を恐れて之を遂に遑へ時日を小交戦に滯久して守備の完備を俟つの計畧も過ぎざるべしと而してその兵數一千以上二千内外ありと又傳へて曰く大同江に橋梁を築して南下するの勢ありと橋梁といふは筏の類も過ぎず是皆進退曖昧あるの清兵の常としてたゞ進軍の虚勢を示すのみなりと

又同廿四日京城發電曰く清兵の平壤に本據を置き大同江北岸に數個の砲臺を築き又長城安岳鳳山及び黃州東部に枝隊を派し専ら戰備に汲々たりといふ。因に記す清政府は山東省沿岸の守備を嚴しつゝありとそも山東省の渤海の南黄海の西に横たへり面積人口殆我本島に匹敵し朝鮮を面したる清國の咽喉直隸省の關門あり



日清開戦記

又之は次いたれる電報よ

清政府は膠州港を夜を日と嗣て砲臺を築き濟南府より五衛の兵を出せりその中二衛兵は直ち
膠州に向ひ他の三衛は芝罘方向に向ふ膠州灣は瀕し其港内の深くして廣きとは威海衛
衛若くは旅順口の比はあらずされば清政府もても年ごろ此港を以て軍港とをさんとするの議
ありしも未だ決せざりしあり、濟南府は山東府の首府にして膠州若くは芝罘近傍より北京へ
通ずる中央の位し共八十六里余の距離あり而して巡撫の官省もあり我一師團は相當する
陸兵もあり警察もあり貿易商買も可なり繁盛ある清國にて一大都會ありとす

(七) 清國今後の戦略

清國が今後如何なる戦畧を執るやは固より知り難き處あれどもその舉動を以て察するに清國の
我海軍を恐るゝ事甚しくその割合は我陸軍を輕侮するもの、如しその証據は清國の戦畧今日の
所にて先づ我陸兵のみを破らんことを勉め居るもの、如し故に平壤附近は一万内外の大兵を
出して、一重大決戦を試んとす然れども此一戦にて片着べきはあらざるを知るより渤海灣内
の要港水結まで陸軍を事とし居り十二月の初旬渤海灣内の要港水結して沿岸の防備を必要と
せざるに至らば直ち海口を出で南洋艦隊を力合せて我海軍に向はしめ而して此際にては
氷雪を物ともせざる滿州の兵を輕視し出し海陸共我軍と雌雄を決するの覺悟あるべしといふ

○日清開戦記

第十七 所 在 清國艦隊

(一)

清國艦隊中戦闘力を有する軍艦は威海衛にありしにして山海關附近に出没し居るもの説あるも又一説は山海關附近の海水遠淺にて軍艦を入ると能はざるに付同艦隊は目下大連灣及び旅順の軍港附近に出没し居るべしといふ。大連灣は旅順口の東、外海に向へる一灣あり、清艦のあつるもの渤海を出でしもの乎多少疑なきはあらずといふ。

(二)

其軍略

平壤の陸軍の進撃の姿を裝てて、又喚留めんとする勢あるがその海軍の計畧は如何陸兵準備を整ふを待ちて海軍を韓海に出し將は本は海陸並進を進ふせんを威張居るその一方の海軍は如何その艦隊の所在を報するもの、曰く渤海防守、曰く遼東灣警備と果して然らば彼等へ還らざる所なきかといふよ、よ一の計畧あり彼等へその類みとする三十内外の水雷艇を出して韓海に於ける我軍艦の安全を隱見出沒の間は惱まさんとの巧即ち是ありといふ、世評によれば清國政府は渤海灣口は羅布點綴する無敵の島嶼の薩は水雷艇を隠し置き日本軍艦の侵來を待ちて其軍艦を撃破するの計畧ありといふ。

(三)

南洋、廣東兩艦隊

日清開戦記

支那艦隊の平素の職務は清國の沿岸殊に浙閩及び長江の一帶を警戒するにありその警戒の主眼は海賊の出沒を掃逐するにあり故に南洋艦隊は大砲を卸して其重量を減じ以て迅奔馳逐を便らしめ居るものあるが愈々開戦となりたるより速に水夫を募集し諸般の戎器を整ふるを一方からぬ混雑を極め居れりといふ。此他の福建、北洋等も豊島の海戦後は大に恐怖して、渤海灣内は潜り居りまた朝鮮近海は航行するの勇氣なしといふ。

尙また八月十一日上海を解纜したる外國郵船も長崎より來りし某の直話を聞く。

同日午前八時吳淞砲台を經過したるとき揚子江の下流より東方凡二十海里内外に當り清國艦隊五艘が一海里計りつやを離れて一直線の列をなし警備し居るを見たりと而してその船体は皆白色に塗替へ居りしと、此吳淞砲台の警備たるや兵員凡そ八百名内外あるべしといふ而して清國政府は上海の各國領事に対し軍事上必要な場合は揚子江口を封鎖するに至るべしとの事を豫報したりといふ。

八月廿日長崎に着したる露國軍艦の士官某の談話によれば、清艦六艘揚子江口を發して琉球に向ひたりと。果して然らば是れ南洋艦隊あるべしされども怯懦屏息する南洋艦隊がかくも俄に琉球に向ふと

○日清開戦記

○日清開戦記

は信ぜられざるも惟ふに南部沿岸を警戒するなるべし

(四) 清國の海防南部に嚴なり

清國政府が防禦を南方に嚴にすることは豫て聞く處あるが一日昨日上海發の電報に曰く
支那政府は廣東省福建省浙江省及び台灣の各沿海の防備は最も嚴重なれども其他の地は
目下内乱蜂起の擧げあるを以てその鎮壓の爲に守備を必ず過ぎずと

(五) 清國政府の軍備

清國政府は無條約國なる南亞米利加の某共和國より軍艦數隻を買入るゝの約を爲したりと或は
いふ已よその半價を納れ近日中本國より引來るべしと、某共和國とは智利國あるべしと其の信
偽果して如何といふは智利國は今日の國狀は益々海軍擴張の方針を執り現に英國に向て軍艦製
造の依頼を爲し目下同國に於て製造し居る位なれば今回清國に向つて軍艦を賣却するなどは
思はれざるありと併し所謂轉賣さればあるまじきとよあらざるべし
又前項に記せし六艘の清艦の琉球に向ひたりとの報よつて對州望樓より清國軍艦見ゆとの噂
ありと佐世保より飛電ありと云ふは只事ならずと騒ぐの極ありさう述べし如く清軍眞
に南下せしとせば是れ石炭を需めんとして台灣に赴きしものあらん歟支那歸りの人の談による
清國北部に石炭坑あるの傳かよ二ヶ所として中にも多量ありといふの彼の開平坑あるも此の炭

○日清開戦記

坑と雖も既に一千メートルの深坑に達し居る程なれば清國政府が石炭に欠乏し居るの明かある
事實なり、支那の艦隊が渤海灣口を出でざるは我艦隊を畏怖し居るよよるの勿論なれども一
の石炭に欠乏し居るが爲なりといへり

○清國軍艦 第一北洋艦隊

艦名	性質	噸數	馬力	速力	乘員	銃	砲	製造年	製造地
定遠	砲塔艦	甲鐵 七四三〇	—	六二〇	一四〇五	三三〇	クルブ三十機半四門、 ツキス八門クルブ十五機 二門、水雷發射砲二門	一八八二	獨
鎮遠	同	同 七四三〇	—	六〇〇	一四〇五	三三〇	同	同	同
經遠	同	同 二九一〇	—	三四〇	一六〇〇	一八〇	砲臺二、大砲二	一八八七	獨
來遠	同	同 二九〇〇	—	三四〇	一六〇〇	一八〇	同	同	獨
致遠	巡航	同 二五〇八	—	三五〇	一八〇〇	一八〇	同	同	獨
濟遠	同	同 二三五五	—	二八〇	一五〇〇	一八〇	機槍砲十門、口徑八寸後 込大砲十門	一八八六	英國
靖遠	同	同 二三五五	—	二八〇	一五〇〇	一八〇	クルブ三十機半四門、 ツキス八門クルブ十五機 二門、水雷發射砲二門	一八八三	獨
威遠	同	同 二二〇〇	—	五五〇	一八〇〇	一八〇	機槍砲十門、口徑八寸後 込大砲十門	一八八六	英國
超威	同	同 二二〇〇	—	七五〇	一八〇〇	一八〇	同	一八七四	福州船政局
勇通	同	同 一三五〇	—	二六〇	—	—	アムストロン十四門	一八八一	英國

(國民新聞轉載)

日清開戰記

揚	威	京	西	南	北	中	邊	海	鎮	揚
威同	京同	西同	南同	北同	中同	邊同	海同	鎮同	鎮同	揚同
鐵	鐵	鐵	鐵	鐵	鐵	鐵	鐵	鐵	鐵	鐵
一三五〇	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇
二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇
一三五〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇
小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一八七九	一八七九	一八七九	一八七九	一八七九	一八七九	一八七九	一八七九	一八七九	一八七九	一八七九
英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル

○日清開戰記

五十

日清開戰記

保	寶	滄	南	南	鏡	探	開	長	涓	伏	靖	元	藝	泰	橫	超	鎮
民	泰	州	琛	瑞	清	江	濟	勝	雲	波	遠	凱	新	安	海	武	鎮
鐵	鐵	鐵	鐵	鐵	鐵	鐵	鐵	鐵	鐵	鐵	鐵	鐵	鐵	鐵	鐵	鐵	鐵
一三五〇	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇	四四〇
二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇
一三五〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇
小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア	小銃スナイデル、大砲ア
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一八七九	一八七九	一八七九	一八七九	一八七九	一八七九	一八七九	一八七九	一八七九	一八七九	一八七九	一八七九	一八七九	一八七九	一八七九	一八七九	一八七九	一八七九
英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル	英國アムステルダム河チヤル

○日清開戰記

五十一

日清開戦記

○日清開戦記

海東雄	海鐘清	チエンチン	ポリト
ニ〇〇	一五〇	〇	〇
六門	七門	三門	同
五十口	一八七五	同	同

○清國軍備

地方		陸兵		線軍		合計	
直隸	八旗兵	一六、二六四六	四、七一三八	四〇〇〇	二、二七〇〇	二、三、六四八四	二、三、六四八四
山西	四、一四九	二、六二八八	五七〇〇	四〇〇〇	三、六一三七	三、六一三七	三、六一三七
山東	二四〇五	二、五四〇六	六五〇〇	五〇〇〇	三、四三一	三、四三一	三、四三一
蘇南	一〇一一	八九四三	四五〇〇	一、九四五四	一、九四五四	一、九四五四	一、九四五四
安徽	六五三九	四、六八四〇	二、二七〇〇	八、〇四七九	八、〇四七九	八、〇四七九	八、〇四七九
江西	四〇五五	一、一〇七四	四四〇〇	一、一〇七四	一、一〇七四	一、一〇七四	一、一〇七四
福建	二七八一	三、七五四六	三八五〇	四、五四五一	四、五四五一	四、五四五一	四、五四五一
廣東	五三五六	六、二五七三	五五〇〇	七、〇八五四	七、〇八五四	七、〇八五四	七、〇八五四
廣西	一、一五三五	六、九〇一五	三〇〇〇	七、七三七一	七、七三七一	七、七三七一	七、七三七一
合計		一、一五三五	三〇〇〇	一、四五三五	一、四五三五	一、四五三五	一、四五三五

日清開戦記

○日清開戦記

地方		陸兵		海兵		合計	
四川	二〇六五	三、四七九〇	一、二九〇〇	〇	四、九七五五	四、九七五五	四、九七五五
湖北	五八四九	二、二六〇三	六〇〇〇	〇	三、四四五二	三、四四五二	三、四四五二
陝西	六七一九	二、六四七〇	〇	〇	二、六四七〇	二、六四七〇	二、六四七〇
甘肅	五七九二	四、三二六一	〇	〇	四、九八八〇	四、九八八〇	四、九八八〇
雲南	〇	四、三五一九	〇	〇	四、九三一	四、九三一	四、九三一
貴州	〇	三、六一一〇	〇	〇	三、六一一〇	三、六一一〇	三、六一一〇
盛京	一、九五九二	三、〇六一三	〇	〇	三、〇六一三	三、〇六一三	三、〇六一三
吉林	一、〇七一一	〇	〇	〇	一、〇七一一	一、〇七一一	一、〇七一一
黑龍江	一、一六六一	〇	〇	〇	一、一六六一	一、一六六一	一、一六六一
烏魯木齊	六二二七	〇	〇	〇	六二二七	六二二七	六二二七
伊犁	九二五七	一、五二九五	〇	〇	三、〇七八九	三、〇七八九	三、〇七八九
總計	二六、六八二七	五九、九〇一九	九、七七五〇	一、二〇〇〇	九七、五五九六	九七、五五九六	九七、五五九六

○江兵及海兵

此外伊犁の遊牧兵五千二百十九人烏魯木齊と同兵千六百三十六人あり
又蒙古西藏の兵ハ遊牧兵番兵を合せて十一万五千七百六十六人あり

内地

江安江福廣湖湖

徽西建東南北

二六六一
三一七
二八三〇
二二二七

二二二一
一五五〇
一九五一
二二二七

四七九二
三一七
二八三〇
一五五〇
一九五一
二二二七

○捕獲審檢令

際て得ありし分捕獲裁判に關する捕獲審檢令の急々官報を以て公布せられたり

勅令第四百十九號

捕獲審檢令

第一章

捕獲審檢所、高等捕獲審檢所組織及職權

第一條 捕獲事件の第一次に於いて捕獲審檢所、第二次に於て高等捕獲審檢所之を檢定す

第二條 捕獲審檢所は長官一人及評定官六人を置く

長官は控訴院の判事を以て之を補す

評定官の中一人は海軍將校、二人は判事、一人は主理、一人は法制局參事官、一人は外務

省參事官若くは書記官を以て之を補す

第二章 捕獲審檢手續

第三條 高等捕獲審檢所は長官一人及評定官八人を置く

長官は樞密顧問官を以て之を補す

評定官の中一人は樞密顧問官、二人は海軍將官、三人は大審院の判事、一人は法制局長官

一人は外務省政務局長を以て之を補す

第四條 捕獲審檢所長官及高等捕獲審檢所長官は各其の審檢所の事務を總理し自ら審檢の首

席となり故障あるときは各其の審檢所の評定官を首席を命ずることを得

第五條 捕獲審檢所及高等捕獲審檢所は檢察官各二人を置く

捕獲審檢所の檢察官は檢事、高等捕獲審檢所の檢察官は高等行政官を以て之を補す

第六條 捕獲審檢所及高等捕獲審檢所の長官、評定官及檢察官は内閣總理大臣の上奏に依り

之を補す

第七條 捕獲審檢所及高等捕獲審檢所は書記を置く

書記は判事とす各長官之を命ず

第八條 捕獲審檢所の審問檢定の首席及評定官を併せて五名以上、高等捕獲審檢所の檢定の

首席及評定官を併せて七名以上の列席合議を要す

第九條 捕獲審檢所及高等捕獲審檢所の開閉は臨時勅令を以て之を定む

高等捕獲審檢所の之を東京に置く捕獲審檢所の位置は勅令の定むる所に依る

第十條 拿捕を行ひたる艦船の指揮官ハ拿捕したる船舶を捕獲審檢所所在の港内に引致し又ハ代理士官を其の船内ニ乗込ましめ同港ニ廻港を命じ到達の上直ニ密檢所ニ供述書を差出すべし

供述書ニハ拿捕を行ひたる理由並ニ其の行爲の正當なるを証すべき一切の事實を記載し之ニ拿捕したる船舶の船長若クハ海員より受取り又ハ其の船内ニ於て發見したる一切の帳簿及書類を添附すべし

第十一條 捕獲審檢所長官第十條の述供書を受取りたるときハ其の事件ニ付き評定官の一名を指名して擔任評定官とすべし

擔任評定官ハ直ニ指揮官又ハ代理士官並ニ拿捕せられたる船舶の船長の面前ニ於て提出書類を開封し其の記録を調製すべし

第十二條 擔任評定官ハ拿捕せられたる船舶の船長及海員の申供を聽取り又必要と認むるときハ拿捕を行ひたる艦船の乗員並ニ拿捕せられたる船舶の乗客の申供を聽取り書記をして筆記せしむべし

第十三條 擔任評定官拿捕の全部若クハ一部を捕獲とすべきか又ハ解放すべきかを檢定するニ必要と認むる事實の調査を了へたるときハ其調査書を作り之ニ第十條の供述書及其の附屬書類を添へ捕獲審檢所檢察官ニ送付すべし

第十四條 檢察官ハ檢定に關する意見書を作り其の送付を受けたる一切の書類を添へ捕獲審

檢所に提出すべし

檢察官意見書を作る爲ニ必要とするときハ事項を指定して其の調査を擔任評定官ニ求むることを得

第十五條 檢察官の意見書ニ於て拿捕したる物件を即時解放すべき旨を主張し捕獲審檢所ニ於ても亦之を正當と認むるときハ捕獲審檢所ハ即時解放の調査書を作り之を檢察官ニ送付すべし

第十六條 檢察官の意見書ニ於て捕獲と檢定すべきことを主張する場合並ニ捕獲審檢所ニ於て檢察官の即時解放を主張する意見書を不當と認むる場合ニ於てハ捕獲審檢所ハ公告の手續を爲すべし

前項の公告ハ之を官報ニ掲載し捕獲と檢定せらるゝニ依り利益を害せらるゝとする關係人ハ公告の翌日より起算して三十日以内ニ書面を以て訴願することを得る旨を記すべし

前項の期間内ニ訴願書を差出す者なき時ハ捕獲審檢所ハ直ニ審檢の手續を爲すべし但檢察官の申請あるときハ別ニ審問の手續を爲さず直ニ檢定を爲し檢定書を檢察官ニ送付すべし

第十七條 訴願書ニハ願訴の要旨を述べ其の證據と爲るべき書類物件を添附すべし
第十八條 第十六條の期間内ニ訴願書を差出したる者あるときハ日時を指定して口頭審問を開き檢察官及訴願人をして陳述を爲さしむ但訴願人ハ帝國の辯護士として辯護せしむることを得

○日清開戦記

口頭審問を了へたるるときは直ち又別の日時を指定して検定を宣告すべし但訴願人出席するも検定を延期せず

第十九條 捕獲審檢所は於て検定に至るまでの間更に證據調査を必要とするときは其の調査を擔任評定官に命ずることを得

檢察官及訴願人の検定に至るまでの間新ある事實及證據を提出することを得

第二十條 前數條の外捕獲審檢所の審檢の手續に關する規程は同審檢所之を定む

第二十一條 檢察官及訴願人の捕獲檢所の検定に對し高等捕獲審檢所は抗議を爲すことを得

第二十二條 抗議の期間に檢定宣告又は檢定書送付の翌日より起算して二十日とす

第二十三條 抗議に抗議書を捕獲審檢所に提出して之を爲すべし

抗議書の抗議の要旨を述べ其の理由を詳記すべし

訴願人の抗議書より帝國の辯護士の記名を要す

第二十四條 檢察官の抗議書の捕獲審檢所謄本を作りて之を訴願人に示し訴願人の抗議に之を檢察官に示し十日の期間内は答辯書を差出さしむ訴願人の答辯書より帝國辯護士の記名を要す

第二十五條 答辯期間を經過したるときは捕獲審檢所の抗議の書類を高等捕獲審檢所に回送すべし

高等捕獲審檢所に於て更に事實若くは證據の調査を要すと認むるときは前項の書類を捕獲審檢所に返送して調査を命ず

捕獲檢所の擔任評定官をして前項の調査を爲さしめ其の書類に之を高等捕獲審檢所に提出する前檢察官及訴願人に示すべし

第二十六條 高等捕獲審檢所に書類に依り檢定を爲す

第二十七條 高等捕獲審檢所の審檢の手續に關する規程は同審檢所之を定む

第二十八條 捕獲審檢定せられたる物件の國を所得とす

第二十九條 拿捕したる船舶及貨物の檢定確定に至るまでの間海軍大臣の定むる所に依り海軍軍衙に於て之を保管す

第三十條 檢定の執行に捕獲審檢所の檢察官之を爲す

捕獲審檢所の檢察官に檢定の執行に關し海軍軍衙の援助を求め及警察官吏を使用することを得

第三十一條 本章の規程に特別の事情に依り船舶を引致せざる場合も於ても施行し得べき範圍に於て之を準用す

附 則

第三十二條 本令は發布の日より施行す

○第十八

對陣

○日清開戦記

(國民新聞轉載)

○日清開戦記

六十二

我軍の續々派兵して平壤の清軍に對ひ一大決戦の準備を汲々としその先鋒隊は既に鳳山に着したりといふ、風説の如く平壤の清兵亦二千餘人既に大同江を渡り中和を経て賓州に着して戰鬪線を張り居れりとせば鳳山と賓州との其距離僅に數里に過ぎず大衝突將に近きとあらん

八月廿七日或る報によれば
同日大島少將の歩騎砲工の各兵を引率して意々平壤に向つて進軍したりと
是より先鋒隊の一戸少佐をして先鋒の將として進發せしめけるが遂に大島少將も北征の途に上れるあり尙新よ(八月十八日)風雲を捲て京城に入り翌日(十九日)より軍隊指揮を著手したりし第五師團長野津中將も京城を出發して既に黃海道金川に着したるよしあるが鳳山地方に進み居りし清兵の野津中將の進軍を聞と紛しく大に恐怖して漸次平壤に退却するの模様ありと

○平壤の戦期とその準備

平壤の清軍と對峙して未だ大戦を見ずたり彼我の斥候兵の小衝突のありしのみよて延期又延期し居るが目下の現状を聞くよ
清兵の日に、義州方面より平壤に到着し砲死とありて砲台を築き一日一日を守りを固ふして敵を難地より引受けんと待ち構へり
故よ之を攻むる作戦の用意も日よ大且密とあれり野津中將は己の師團兵を提げて進軍し平壤を

破り直ちに進んで義州線に轉戦する目算あり
尙聞く所よれば一大決戦の豫測するよ

- (一) 九月十日乃至十五日頃を行はるべし
- (二) 此戦は兩國晴れの大会戦たるべし
- (三) 我軍此戦に敵兵を驅け破りかば長驅して清境に入らずんば休せざるべし

○第十九

平壤の大激戦
日軍の大勝利

前回已に説盡したる如く平壤進撃の準備を調ひんが爲に大戦の期を再すること殆ど五旬あり何時の日か大決戦の報に接すべきか勝利は彼我何れにか歸するやらんと日々韓山の雲を望み居りしよ戦機こよ熟しけん俄然九月十六日を以て平壤を畧取し我軍大勝利を得たりとの快報に接す今其詳報を聞くよ我軍は野津中將の命令よより三方に軍隊を分つ元山街道より進みしは大迫少將(第三師團)三登より進みしは立見少將(松山旅團長)中和より進みしは大島少將(混成旅團長)よして萬難を侵し勇を鼓し三面齊く突進し猛烈なる大攻撃を以て平壤を重圍の中よ置き十五日の中よの落城すべかりし形勢ありしもその結果充分ならず翌十六日拂曉の戦よ我軍は全く平壤を畧取したり、その詳細なる戦狀を聞くよ鉄島の上流を渡りたる我左側軍の猛烈なる突貫

○日清開戦記

六十三

をあして數ヶ所の敵壘を抜き本軍を二分し一は平壤城の西北面を當る山脈より敵の脊後を衝き一は側面より急進して平壤の西部を圍み中和より進みし正面軍即ち大島少將の軍勢の糧食彈藥の欠乏等千難万難ありしをも拘りらす遂に難なく前進して平壤を迫り我左右の兩側兩軍と共に平壤城を四方より取圍めり又佐藤大佐の枝隊は成川より立見少將の枝隊は麥田店より進み野津中將の本軍は大同江を渡り四方四面より一時は明と攻始めり大同江を渡りし本軍は江を渡る爲に少く後れたるも十五日の攻撃に於て敵の騎兵百余名を斃したり翌未明の戦は又大島少將の旅團は將校即死六名負傷十二名下士卒死傷多く且つ彈藥糧食の運搬も不便ありし爲攻撃を中止せしも他方の戰鬪漸次勝利の景況を呈し午前八時頃全く平壤を奪取し敵の大將左寶貴以下を討取れり敵の死傷は約六千余名内死者二千余名あるべし又生擒せし清兵五百十三名韓兵十四名其他傷つきし清兵の我手は落しもの清兵八十二名韓兵二名合計六百十一名あり、我軍の死者將校八名下士卒百五十四名傷者將校廿六名下士卒三百七十八名雜卒三名生死未詳の下士卒四十名あり、我軍の分捕物兵器糧食極めて多し而して此分捕品中は金銀塊を滿たしたる目方三十五貫目余の函四十箇韓錢六萬七千貫ありしと此金高を仮算せしと九十五萬余圓ありとは諸新聞の報せし所あるが其後の調査を終りたる詳報によれば實は左の如し

一金六十三萬圓
一銀十九萬五千五百圓
一韓錢十三萬四千圓

右は原文數字のみを記したれども多分本邦貨幣に換算したるものあるべしと想ひ即かく譯せしあり諸新聞の豫算恰當せりといふべし而して此戰の後第五師團長の敗兵追撃の爲め昨十七日一支部を前進せしめ追々捕獲し其數已に六百名に達したりといふ始め平壤の陥るや多くの死傷し又生擒せられ免かれしもの少く一二群をあして免かれしのみと

嗚呼何等の絶快絶壯や我軍隊の忠勇遂に此大勝を博し得たるに實に我帝國の光威と大元帥陛下の威靈に依らずんばあらざるあり

大本營御移轉 御親征

鳴明治廿七年九月十三日日本帝國臣民の紀念して忘るべからざるの日あり何と云れば此日の允文允武ある大元帥陛下の御親征御發遣の途に就かれたるの當日にして俄然黃州陥落の快報を接し之を次で平壤大捷の一大快報を接す何ぞ快々ある、此に於て大元帥陛下の山縣大將野津中將伊東海軍中將左の勅語を賜ひ又將校士卒も賞勅を賜はりたり

朕本營を進むるの前は當り大に平壤を勝の報を接す忠良忠武ある卿等の偉績を嘉す尙皇后陛下も平壤の戦鬪勝利ありし趣の奏上を聞召れ畏あくも勝利の御祝詞を賜たりと云いつもながら兩陛下の御聖徳、漏れ承はる毎に我等草莽の小民も感佩し奉る所あるが平壤ある野津中將より大本營宛て左の御答を申し上げたりといふ

日清開戦記

優渥ある勅語を給り一同感激の至り堪えず猶益々憤勵聖恩を答ひ奉る

第二十回 海洋島附近の海戦 我海軍再度の大勝利

南陽灣口は我帝國大勝の先鞭をつけたる海軍はその後決戦を見ず只牙山の進撃平壤の陥落等の陸戦のみよして人皆陸戦の連戦連勝を狂喜して海軍のことを忘れ居りしが俄然左の海軍再度の大勝利の一大快報よしたり 九月十九日午前三十分釜山發の電報よ曰く去る十六日午後一時我海軍の海洋島の東北三十五海里の所にて支那艦十四艘水雷六隻を遭遇し敵艦致遠の撃沈せられ超勇揚威の二艦は遁逃して淺瀬に乗り上げハウツウ(康齊?)は遂に沈没せり、獨逸の客船ハンチンケン及び水師提督丁汝昌も戦死したりとの風説ありと因に記す海洋島は鴨綠江より旅順口に至る間の島嶼あり左の飛報至るや事甚だ唐突として又甚だ吉報あるを以て人その虚聞をあらざるかを疑ひしが二十日の早曉左の公報あり (去十六日我艦隊九艘は支那艦隊十一艘と黃海の北邊海洋島附近に於て開戦し我艦隊大勝利を得て敵艦三艘を沈め一艦を燒夷せり)と如何にまた疑ふべけんや尙九月二十日午後八時京城より大島公使の發したる海軍省着の電報よ曰く烏村海軍大尉の報告よよれば本月十七日午後一時より同五時まで盛京大孤山沖に於て我軍艦十一艘と清國軍艦十四艘と水雷艇六艘との間に於て激烈なる海戦あり清艦(揚威、超勇、來遠、靖遠)は打沈められ(定遠、經遠、平遠)は燒れ殘余の清艦は盡く大破損を受け西方よ

向け逃げ去りたり我方にては松島比叡赤城は多少の損害あり將校以下死傷あり)と又十九日午後五時三十五分釜山發九時五十分大本營着の樺山軍令部長の報告を見るに前の大島公使の報告する所と大差なきも稍詳細ありその中敵艦の数を十二隻とかし定遠、鎮遠、靖遠、致遠、來遠、經遠、威事、揚威、超勇、廣甲、廣丙、平遠)ありとす他は水雷艇六隻を發見したりとあり戦時は十六日午後五時進航し十七日午前十一時四十五分敵艦に出會し零時四時四十五分開戦せしと中々激しく西京丸は數弾を破り舵を破損したるを以てレリヴサングタークルを用え進退自由あらざる爲め午後三時十五分敵艦及び水雷艇の中を乗り抜んとする時水雷艇より水雷二發を發したるもその効を奏することおかりきかくて西京丸の列外に出る時しも敵艦二艘は應艦とされり他の我艦隊は益々奮闘して漸次勝利の摸樣とされり此戦闘中比叡號の火災の爲列外に出で鎮火の後所在を失ひしが十八日の朝歸り來れりといふ又松島號の頗る苦戦し砲丸を船体よ破ること最も多しと赤城號の苦戦中の苦戦せし一艦として艦長以下死傷頗る多今その死傷者の詳報を聞くに 戦死者赤城艦長海軍少佐坂元八郎太氏 松島艦長川村大軍醫大監重傷を被り烏大尉及び少尉一名少尉候補生戦死外將校の戦死五名下士卒八十名負傷者百六十二名あり敵の死傷は確算を得がたしと雖も七艦の乗組の千五百名に近かるべく此三分一を助かりしものとあすも千以上の死せしからん

帝國萬歲 海軍萬歲

日清開戦記

日清開戦記



(十一) 松崎大尉の戦死

豊島及び成歡、牙山の余聞その激戦しき中よもその最後よ於て名譽ある松崎大尉の戦死ある一項を記すべし

成歡の戦狀ハ既に人の知る如く安城の渡と呼ぶ所を隔て、一帯の泥田は只一條の小徑あるのみ清軍此向ふの山林は據り幕營を構へ砲臺を築きて我軍を待つ攻むるは難く守るは利ある屈竟の場所なりきその日我軍進んで安城渡に至れば敵隊は計りけん一隊の橋を渡り終り次の一隊將は渡らんとするるとき向ふの堤陰より伏兵俄に起りて橋を斷てり我軍之に周章す直ち身を水中に躍らして進撃す此時の隊長ハ即ち松崎大尉にして烈しく進めくの號令を下して衆に先んじて奮進するは従ふ士卒も身を忘れて前進す大尉勇み勇み進み戦ひけるが惜べし敵丸の射る所をかり遂に戦死す

○故松崎大尉の履歴

(國民新聞轉載)

韓國成歡の役ハ率光突進し我が陸軍々隊の名譽を宣揚して戦死せし故松崎大尉の履歴を得たれば左よ之を掲ぐ

履歴

○日清開戦記

熊本縣熊本市千反畝町卅七番地

士 族

陸軍歩兵大尉正七位勳五等

松崎直臣

安政三年正月廿三日生

日清開戦記

明治八年二月廿五日兵學寮入學○全九年三月八日陸軍少尉試補に任ぜられ同年三月八日東京滞在を命ぜらるる全年四月廿日第九聯隊附を命ぜらるる全年五月七日第三大隊第一中隊附を命ぜらるる全年十一月三日陣營轉移として大坂へ派遣せられ同月十三日歸着○十年三月七日鹿兒島逆徒征討として出張を命ぜられ同年四月十三日陸軍少尉に任ぜらるる全年九月廿七日賊徒平定に付十月三日凱旋す○全十一年三月九日第一中隊附を免ぜられ第二中隊第四小隊附に補せらるる○全十二年十一月十三日御用有之大坂へ派遣せらるる○同十三年二月十七日正八位に叙せらるる同年五月六日陸軍中尉に昇任同年七月廿一日從七位に叙せらるる○十六年十月廿日一等給下賜○十七年六月二日免本職第十一聯隊第一大隊附に補せらるる全年六月三十日第四中隊第二小隊附に補せらるる○全十九年八月五日戸山學校戰術學生として入校全年八月十六日第四中隊第二小隊附を免ぜられ第一中隊第四小隊附に補せらるる○全二十年二月一日戰術科卒業同月七日歸隊を命ぜらるる同年七月十二日第四小隊附を免ぜられ第一小隊附に補せらるる全年十月廿七日軍法會議判士に任ぜらるる○全廿一年十一月十六日陸軍歩兵大尉に昇任し全年十一月十七日廿一聯隊附に補せらるる全年十一月二十六日第十二中隊附に補せらるる○廿三年一月廿九日正七

位に叙せらるる○同廿六年四月四日一等給下賜せらるる現に陸軍歩兵大尉として朝鮮國へ出張し廿七年七月廿九日戦死したるものあり

賞 典

明治十年三月十六日軍勢御慰撫として金五圓下賜全年五月十八日前同斷全年十一月十八日鹿兒島縣暴徒平定の功に依り勳六等に叙せらるる○全十九年六月十八日勳五等叙せらるる

○松崎大尉最後の書翰

成歡驛外の戦我兵伏し逢ふや身を挺じて奮進し遂に銃丸の中りて斃れたる大尉松崎直臣氏が韓山より遠く家に寄せ來りたる書今は其絶筆とある

暑氣難凌候處御揃多祥珍重奉賀候小弟六月廿四日鹿兒島發仙臺丸に乗船門司より○○を成し○○艦之が前術として海上殊に平かよして廿七日午前十時仁川港上陸當地滯陣罷仕候間候安全被成下度候唯今の處よては戰機相迫り候景况も無之○○○○支那兵は我兵よりも少く支那軍艦は有名の定遠號を始め三四艘碇泊致居候當地の銀治屋に遣り居候我兵一人と四人と相當るべきか物價は當地は日本の三倍と存候右は安着後報まで頓首

七月二日

直 正 様

直 臣

二時時下停自愛多事一奉新朝鮮住處不潔たると言語全斷穢多村でも洗足して湯出し可申

○日清開戦記

日清開戦記

○日清開戦記

迎も辭香かあんどを鼻に付けざれば胸悪く日本の肥料屋よりもまだきたたき御坐候

○奮闘戦死者松崎大尉の逸事

系統 奮闘戦死者たる大尉の父小原氏は舊熊本藩士にして祿二百石を食む出で、松崎氏を嗣ぐ大尉母は岐部氏の女岐部氏は世々武術(擊劍)の師範たり硬直廉潔を以て藩中より其家庭既よ如此し勇夫此門に出る放て怪むを要せざるあり岐部氏男子を生む大尉は其の次なり
家居と學校 明治の初年藩主細川侯米國人ユヘエル、センス氏を招聘し大は洋學を獎勵し一藩翁然として之より向ふ氏も亦從ひ學び幾もあつて政府陸軍士官校を東京に設立して各藩の子弟を募集するや氏奮然として起り蓋しユヘエル、センス氏の門下生にして方今天下知名の十洵に掛からざれども身を學籍に置るもの松崎氏を以て嚆矢とす氏の生家は近く白川の水聲を聞き門に入る數十歩左岸廣大ならざる一瓦屋横はれり東西の軒端は廣潤にして風趣は高む庭園を以て之を繞らす氏の祖先以來之に住すと云ふ
老母あり 大尉も老母あり兩鬢稍霜を帯びて齡已に古稀を過ぎぬ大尉は此の老母に取りては愛子中の愛子にして老母が枯れ果てたる生涯も彼の爲に華き其殘喘は漸く大尉に因りて繋がる嗚呼焉予聞くも忍んや愛子の計を更忍んや自ら愛子の計を郷里生殘の兒女に報する迄去六日廣島ある老母は熊本市高田原歩町留守居宅に打電して曰く

セソハヤコイ
家門を出しより十二年 大尉が東京士官學校生徒となりしより以來十二年漸く十年戦亂の頃

一同歸省して慈親を拜せしのみ大尉の勤苦決心以て視べし

十年の戦亂 實際しては肥後横島の一壘を孤守せし位にて拔群の忠勳を抽んずる戦地は向ふを得ざりしに其後兄弟たる小原監三郎氏當時陸軍歩兵少尉として激戦第一と聞える田原七本の賊軍を衝けり大尉事平ぐの後と雖も病を以て遺憾とあす其異域にありて死を願みざる奮闘も多少は胚胎すと説くものあり

風流士官 大尉は武官としては最も猛るるも亦都雅風流の嗜あり其容良を見るも威嚴と都雅とを兼ね交際巧み辯舌爽かなり且其全身はやや清瘦あるに近く而かも眼光は闊々たる和氣の中は時と異采を放つとあり寫し來れば三軍を叱咤するの勇夫も流石に一個風流の好官士あるが如し

○第二十一 事變後の朝鮮

我隣邦朝鮮國は我日本帝國の義侠の扶助と親切ある勸告とよりてさきには王父大院君を起して國監とあし我大島公使に依囑して弊政の改革を行ひ奸臣閔泳駿の輩を斥け金宏集等の賢を擧げ着々歩を進めて國內一掃一新の途に就き居りしが既新議案數十條を議定したる程あるが新に登用せられたる新政府の百官は愈去十五日を以て新任式を行ひ國內に發表したりといふその組織左の如し

總理大臣 金 宏 集

○日清開戦記

宮内大臣	李	殿
内務大臣	閔	泳
外務大臣	金	允
度支大臣	魚	允
法務大臣	尹	用
工務大臣	徐	正
學務大臣	朴	定
軍務大臣	李	圭
農務大臣	玄	星
警務使	安	嗣
		壽
		映
		遠
		陽
		微
		求
		中
		植
		遠
		冕

(三三) 新貨幣の發行

朝鮮の新政府は新貨幣拾萬圓を發行したるよし今こゝろの新貨幣の條例を示さん
 此朝鮮國の新貨幣條例は曾て大三輪氏の手成り國王の裁可を経て公布せしも遠世凱及び閔泳
 駿等妨害の爲め其實施を得ざりしが今回の大改革よりすて十萬圓の新貨幣を發行し今又改
 めて左の章程を公使すると、あれり
 新式貨幣發行章程

第一條 新式貨幣は分ちて四種とす一は曰く銀二は曰く白銅三は曰く赤銅四は曰く黄銅
 第二條 貨幣の最低位を分ととし十分を錢ととし十錢を兩となす
 第三條 貨幣は分て五等ととし最低位一分は黄銅ととし其次五分は赤銅ととし其次二錢五分
 は白銅ととし其次一兩及び五兩は銀とあす
 第四條 五兩を本位貨ととし一兩銀以下は總て補助貨とあす一兩銀貨の一次授受額は一百兩
 を以て準とあし白銅貨以下の一次授受額は五兩を以て準とあす但し授受者互に相肯諾する
 ときは此限りあらず
 第五條 新舊貨幣一体通用し以て融通を廣くするの比例左の如し
 黄銅一分は 舊錢一枚に當る
 赤銅五分は 舊錢五枚に當る
 白銅二錢五分は 舊錢二十五枚に當る
 銀一兩は 舊錢一百枚に當る
 銀五兩は 舊錢五百枚に當る
 第六條 凡そ各種の税項及び俸給として銀貨を以て定とあすものは銀貨を用ひ或の事宜は因
 り舊錢を代用すべし其舊錢を以て定とあすものは第五條の比例に照し銀貨を代用すべし

○日清開戦記

第七條 新式貨幣を多額鑄造する前には暫く外國貨幣を混用することを得但本國貨幣と同質同量同價の者にして始めて通行を許す
之を又日本銀貨と比較すれば左の如く同質同量同形あり

朝鮮

日本

銀五兩	一圓銀貨
同一兩	二十錢銀貨
白銅二錢五分	五錢白銅貨
赤銅五分	一錢銅錢
實銅一分	二厘寬永通寶

(三) 朴泳孝氏

久しく我國に流寓して金玉珣氏等と共に自國を憂慮せし朴泳孝氏は今回朝鮮の大改革を遭ひ時機到來して召し還され釜山に達し暫くそこを滞留し便船を待て仁川に向ふ豫計なりしが都合ありて陸路直ち京城に向ひ去八月十八日無事京城に安着し翌日王城に入りて國王殿下に謁見し直に贊政に任ぜられたりといふ贊政に尙我國の内閣顧問官の如く平常一定の職務なく只大政に參與する高官ありといへりはじめ氏の國王の召還に應じその十余年間屈抑の志を伸べんが爲

よ去る八月六日を以て東京を出立し馬關より汽船龍田丸に投じ歸國の途に就くや同船の釜山灣の外口なる絶影島を廻り港内の模様艦に分明あるの時朴泳孝民の甲板より目撃もせず眺め居りしが船漸く進行して釜山日本居留地の白粟丹壁歴々眼畔に入り來るや氏の嗚咽又言ふ能はざるものありしと十有一年間の流寓具に困苦を嘗め盡したる身の圖らずも郷に歸るの情さもあるべしとて他の乗客を始め乗組一同何れも袖を濡さざるものありしといふ

(四)

朝鮮關稅事務清人の羈絆を脱せ

韓廷の海關稅務に從來清人の手中に歸し清國天津の總稅務司より吏員を朝鮮京城に派し更に仁川、釜山、元山の三港に稅關を置き清國政府雇の殿州人を配置して其機務を掌せしめ且年々二十万圓を韓廷に與へて三稅關の收入を抵當とせざるを以てしが今回の大改革につき凡て清國の羈絆を脱するに從ひ稅關事務所亦一切韓廷に引受くることとし既し現在の關吏は其由を申し込み直に事務引繼ぎ着手し居れりといふ

(五)

韓廷の狐疑

以上述べ來りたる如く韓廷に既し開化黨を以て内閣を組織し諸事着々として改革の運に向ひたれどもその内面を窺ふ時廷臣中十の八九まで我國と清國との勝敗を觀望し幸し日本の勝切となれば別禍もあかるべけれ若し清國の勝利とある時我々の如何なる目も達ふも測り難

○日清開戦記

く般鑑遠からず近く玉均にありと胸中狐疑の念を扶むものから軍國機務所會議の如きもまづあ
るべく清國に當り障のなきものゝみ議決し事大は清國の意を關するものゝ如きあるべく後繼
しよせんとするが如き色ありといふされば韓廷の真正なる改革は我軍が北京を陥れて城下の盟
を爲すの後よあらざれば能はざるべしと嗚呼朝鮮國人傑なきか韓廷は我帝國の義を伏れる忠告
を容れて新内閣を組織し我忠告より清國との條約を破棄し牙山の清兵を追拂んことを我國
は依頼しむが猶かゝる狐疑を有す何ぞその無智愚昧ある憫笑するに堪へたりといふべし

(六) 東學黨全く鎮定す

東學黨ハ一度その旗を卷て音沙汰をかりしが近頃再び忠清道の地方に起り韓廷ハ鄭敬源を以て
接撫使とし將に出發せんとするの折柄其巨魁全鳳均あるもの書を大院君に贈りて曰く
吾黨の目的ハ弊政を革新し民苦を極ひ奸者を黜け國大公を起さんとするに在りしが今や國
大公既に起て政を執り弊政の革新又その緒をつけり即ち吾黨の希望ハこゝに全く達した
るものあり故に速に解散すべし
こゝに全く鎮定せり接撫使も亦出立せずして止みぬ

日清開戦記終

明治廿七年十月一日訂正増補印刷全年全月七日發行

内務省檢閱濟
版權所有

編輯兼發行者
印刷者
發兌所
印刷所

京橋區本村木町三丁目二十番地 服部喜太郎
日本橋區新和泉町一番地 澁川三代太郎
京橋區本村木町三丁目二十番地 求光閣
日本橋區新和泉町一番地 今古堂活版所

東京大賣捌處

大川屋書店
金櫻堂書店
上田屋書店
長島支店
目黒支店
山口屋書店

北良信東嶽東

國文明海々京

組勝五郎
井上富次郎
西村富次郎
井上藤吉
伊藤倉三
東生欽五郎
廣明舎



終

10
22